

# FVC Mesh 施設利用規約

## 第1条 総則

本規約は、フューチャーベンチャーキャピタル株式会社（以下、「運営者」という。）が運営する share office 「FVC Mesh」（以下、「当施設」という。）の利用に関して、会員が遵守すべき事項を定めたものです。会員は、当施設の利用に関し、本規約の内容を十分に確認の上、遵守するものとします。

## 第2条 会員の登録

1. 当施設のご利用には、会員登録が必要です。入会希望者は入会申込書を運営者に提出し、運営者が審査の上、結果を E メールまたは書面で通知します。運営者が入会を許可した場合入会希望者は通知書に基づき初期費用を通知日より 14 日以内に運営者に支払います。初期費用の入金確認をもって当施設の利用契約が成立します。
2. 会員は、登録した情報に変更が生じた場合は、運営者が指定する方法で届け出をおこなってください。届け出がなかったことで、会員が何らかの不利益を被った場合、運営者は一切の責任を負いません。
3. 会員には、当施設の開錠および複合機認証に必要な情報を登録した ID カードを貸与します。各自の責任において厳重に管理してください。なお、他人への譲渡や貸与はできません。
4. 会員種別、会員種別ごとの利用可能サービス及び料金（会費、各種設備利用料、オプションサービス利用料）は、別紙「サービスプラン一覧」の通りとします。
5. 会員種別の変更は、毎月 1 日から可能です。変更される月の前々月末までに、書面で届け出てください。ただし、設備の制限などにより変更をお受けできない場合があります。

## 第3条 会費の支払

1. 毎月所定の日（銀行休業日の場合はその前営業日）に、以下の料金をご指定の口座より自動振替します。
  - (1) 翌月会費
  - (2) 前月の各種設備利用料（コピー利用料、会議室利用料など）
2. 自動振替手続きが未完了、または残高不足などの理由により、自動振替ができなかった場合は、運営者指定日までに運営者指定の銀行口座に振り込みをしていただきます。
3. 会費およびオプションサービス利用料は、公租公課の増減、諸物価その他経済事情の著しい変動により不相応となったときは、会員に事前に通知をしたうえで変更することがあります。

#### 第4条 住所等の使用

1. 会員種別によっては、会社登記、名刺、会社案内などを目的として本施設の住所を使用することができます。ただし、個人の住所としての利用（住民票・戸籍など）はできません。
2. 運営者は会員宛の宅配物を代理で受け取りません。不在で宅配物の受け取りが出来ない場合には、各自再配達手配を行ってください。

#### 第5条 音・香りに関する注意事項

1. 当施設の設備は防音ではありません。大声や騒音を出す行為は禁止しています。ただし、運営者は通常の業務で出る音（例：会話、笑い声、足音、引き出しの開閉等）を禁止することはできません。
2. 携帯電話の使用は、当施設内ではマナーモードに設定の上（SOHO 会員が自室内で使用する場合を除く）、大きな声での通話は控えてください。
3. 当施設内には運営者指定のBGMが流れています。運営者指定のボリュームでご利用ください。なお、会員がBGMを変更することはできません。
4. 強いにおいが残るものや大きな音が出るものは、周囲に配慮し運営者の許可を得たうえで使用してください。

#### 第6条 設備の利用に関する注意事項

1. 会員または第8条に規定する会員のゲストによる室内の備品等の破損・損傷・汚損等については、現状復帰に必要な実費を全額当該会員負担とします。
2. 利用後は、使用した備品類をすべて元の位置に戻し、机、椅子、床などの整頓、および清掃をしてください。

#### 第7条 撮影・取材・写真利用について

ご自身のホームページやポータルサイト等での使用を目的として、施設内で撮影や取材を行い掲載する場合は、事前に運営者の許可を得てください。

#### 第8条 ゲスト

1. 会員は受付で入室手続きを行ったうえでゲストを施設内に招き入れることができます。
2. ゲストのみの利用および施設内滞在はできません。
3. ゲストの出迎えや見送りは会員自身で行ってください。
4. ゲストへの施設の案内は、会員自身で行ってください。
5. ゲストを入室させる場合は、会員の責任でゲストに本規約および施設利用ルールを遵守させてください。

## 第9条 その他の注意事項

1. 会員宛の電話の取り次ぎはおこないません。特定の会員種別に与えられる専用電話およびオプションサービスを除き施設の電話番号を会員自身の電話番号として登録することはできません。
2. 施設内はすべて禁煙です。

## 第10条 禁止事項

本規約の各条に定められているほかに、下記行為を禁止します。

- (1) 法令、公序良俗に反する行為
- (2) 運営者または第三者に不利益を与える恐れのある行為
- (3) 当施設での宗教活動、政治活動、またはそれに関連・類似する組織などへの勧誘
- (4) 動植物を運営者の許可なく持ち込む行為
- (5) 運営者、他の会員、利用客、近隣住人等に対して迷惑をかける、誹謗・中傷する、名誉・信用を傷つける行為
- (6) ネットワークビジネスなどに関する勧誘、販売、その他一切の営業活動。一見してネットワークビジネスなどと誤解を受ける活動
- (7) アダルトサイト、出会い系サイト等の風俗産業に関連する活動
- (8) 18歳未満の方を入室させる行為
- (9) 運営者より貸与されたIDカードを第三者に譲渡、貸与する行為
- (10) 施設内に、爆発性・発火性・危険性・不潔悪臭のある物品を持ち込むこと
- (11) 造作、設備の新設、除去、変更、その他スペース内において原状を変更する行為
- (12) 共用部（掲示板以外）及び専用部の窓ガラス等に、勝手に掲示物を張る行為
- (13) 高額な貴金属、宝飾品などの物品を持ち込む行為
- (14) その他、運営者が不相当と判断する行為

## 第11条 契約の解除

1. 運営者は、会員において次の各号の一つに該当する行為又は事実があった場合、会員に対し何等の催告を要せず利用契約を即時に解除し強制的に退会させることができます。尚、運営者が被った実損害がある場合は、運営者は会員に対し損害賠償額を請求できません。
  - (1) 会費及びその他の支払を1ヶ月以上滞納したとき
  - (2) 前号を除く本規約の一つにでも違背したとき
  - (3) 監督官庁より営業停止又は免許もしくは登録の取り消し処分を受けたとき
  - (4) 合併によらないで解散したとき
  - (5) 仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立、仮登記担保契約に関する法律第2条に

定める通知、手形交換所の取引停止処分もしくは公租公課の滞納その他の滞納処分を受け、又はこれらの申立処分、通知を受けたとき

(6)支払停止・支払不能もしくは債務超過の状態に陥り又は破産、会社更生手続及び民事再生手続(利用契約締結後に改定もしくは制定されたものを含む)の申立て原因を生じ、又はこれらの申立てを受け、もしくは自らこれらの申立てをしたとき

(7)運営者の信用を著しく失墜させる行為をしたとき

(8)会員又は会員の代理人・使用人又は実質的に経営権を有するものが暴力団等反社会的勢力関係者であると判明したとき

(9)本施設の通常の使用範囲を逸脱する行為を行ったとき

(10)利用オフィス及びその他付帯する施設、又は機材や共有部分を汚損、破損又は滅失したとき

(11)本規約第2条による届出等、運営者に対する届出に虚偽があったとき

(12)その他会員の信用が著しく失墜したと運営者が認めたとき

#### 第12条 契約の解約

1. 会員は1か月前に書面により運営者に届け出ることによりいつでも利用契約を解約し退会することができます。ただし退会月の会費は、その全額を支払う必要があります。
2. 運営者は、本施設の閉鎖または移転などにより利用契約を解約する必要が生じたときは、6か月以上前に会員に通知します。この解約により会員に何らかの損害が生じた場合でも運営者は一切の責めを負いません。

#### 第13条 契約の終了

1. 天災地変その他の不可抗力により、本施設の全部又は一部が滅失もしくは毀損して使用が不可能になった場合、利用契約は終了します。
2. 前項により運営者又は会員が被った損害については相手方は何等の責めを負いません。
3. 原因の如何を問わず利用契約が終了したときは、会員は契約終了日までの会費及び本施設利用に付随して発生した費用を運営者に支払います。

#### 第14条 明け渡し

原因の如何を問わず利用契約が終了したときは、会員は運営者から貸与を受けた鍵等を返却し次の各号の定めに従い施設を明け渡すこととします。

- (1)会員は期間の満了、解約、解除その他の理由により利用契約が終了する場合、施設内に持ち込んだ会員所有の物品一切を自己の費用をもって撤去するものとします。
- (2)契約終了と同時に会員が明け渡しを履行しない場合は、運営者は会員の負担によりその所有物品を処分することが出来ます。
- (3)会員は明け渡しに際し、その事由、名目如何にかかわらず移転料、立退料、営業権の

権利金等一切の請求を運営者に対して行ないません。

- (4)会員は、利用契約終了と同時に明け渡さない場合は、利用契約終了の翌日から明け渡し完了に至るまでの会費と同額の損害金及び明け渡し遅延により運営者が被った損害を賠償しなければなりません。
- (6)会員は本施設住所を自己の本店住所または支店所在地として使用している場合は、退会のときまでに、その使用を停止し、商業登記簿に記載の際は移転登記するものとします。

#### 第15条 秘密情報

1. 秘密情報とは、開示者が開示の意思表示をしたか否かにかかわらず会員が知り得た運営者および他の会員に関する有形無形の技術上、営業上、その他一切の情報をいいます。
2. 当施設は、不特定多数が利用する施設であるため、会員に関わらず第三者との間で会話や情報交換が成されます。よって会員は、自らの責任で秘密情報を管理しなければなりません。万が一、会員の秘密情報が漏洩した場合であっても、運営者は一切その責任を負いません。
3. 会員から受けた個人情報について、運営者は本施設のホームページに掲載した個人情報保護方針に基づき厳重に管理する義務を負います。
4. 次の各号に該当することを会員が証明することのできる情報は、秘密情報には含まれないものとします。
  - (1) 開示の時点ですでに公知の情報、又はその後会員の責によらずして公知となった情報
  - (2) 会員が、開示者もしくは第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (3) 開示の時点ですでに会員が保有している情報
  - (4) 会員が、開示された情報によらずして独自に開発した情報
  - (5) 開示者が、第三者に対し秘密保持契約を課すことなく開示した情報

#### 第16条 守秘義務

1. 会員が、秘密情報を得た場合、会員は、善良な管理者の注意をもってその秘密情報を厳重に秘匿する義務を負い、開示者の許可なくソーシャルネットワークサービスや、各自のホームページやブログなど、一切のネット上あるいはその手段の如何によらず、第三者に開示、漏洩、公開、またはは利用してはなりません。会員が本項規定の内容に反した場合に発生した事案の一切に対し、運営者はその責任を負いません。
2. 会員は、裁判所や官公庁などの公的機関より秘密情報の開示を要求された場合、直ちに開示者に通知し、法的に開示を拒むことができない場合は、当該秘密情報を開示することができます。またその場合、会員は、当該秘密情報の機密性を保持するための最善

の努力をするとともに、開示者に対し当該秘密情報を保護するための合理的手段をとる機会を与えなければなりません。

3. 会員は、秘密情報について、複製、複写などの行為をおこなってはなりません。

#### 第17条 免責事項

1. 施設利用中の出来事は、すべて自己責任でおこなってください。施設を利用されたことに起因するあらゆる損害（直接・間接を問わず）、クライアントや会員同士のトラブル等に対して、運営者はいかなる責任も負いません。
2. 貴重品や荷物の紛失・盗難について、運営者はいかなる責任も負いません。
3. 忘れ物は一定期間保管しますが、運営者はいかなる補償もしません。会員からの申し出がない場合は、運営者は処分できるものとします。
4. 当施設は、天災、人災、停電、設備の保障・故障、交通機関のトラブル、仕様変更による内装工事、その他の諸事情によりサービス利用の提供を一時停止する場合があります。これにより、会員に何らかの損害が生じたとしても、運営者は一切責任を負わないものとします。
5. 近隣からの工事音・騒音・振動・その他の妨げに対して、運営者はいかなる責任も負いません。

#### 第18条 本規約の変更

運営者は、会員に対する事前の通知なく、本規約を改定できるものとし、本規約の改定後は、改定後の本規約を適用するものとします。

本規約の変更は本施設のホームページに掲載した時点より効力を生じるものとします。

#### 第19条 準拠法・管轄裁判所

本施設の運用に関する事項はすべて日本法によるものとし、会員と運営者間で利用契約につき紛争が生じた場合には、京都地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

運営者

フューチャーベンチャーキャピタル株式会社  
京都府京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町659番地  
烏丸中央ビル

2017年4月1日：施行

## FVC Mesh KYOTO サービス一覧

サービス内容			○/無料 ●/有料			内訳	金額 円(税込)
			freeデスク 会員	myデスク 会員	SOHO+		
1	利用可能人数	月額で右記人数の利用が可能です。	●1名	●1名	●3名	月会費	下記表参照
2	プラス1制度	事業パートナー1名を月額7,000円で追加できます。(事務手数料5,000円)	●1名	●1名	—	月額費用	7,200
3	利用時間	24H365D自由に入退室できるIDカードを貸与。	24h				
4	事業所登録	登記住所、郵送物等の送付先住所として利用可能。	○				
5	住所利用		○				
6	郵便ポスト	A4サイズまで収納可能	○				
7	郵便物転送	当施設から指定先へ転送します。(週1度、通信費別途)	●			月額費用	1,029
8	宅配物配送先指定	不在票を預ります。	○				
9	宅配BOX(2F)	生もの、着払い、貴重品を除きます	○				
10	駐輪場(2F)	数に限りがあります。	●			月額費用	3,240
11		(1F)1階エレベーター前に社名	—	—	●	初期費用	15,428
						月額費用	2,057
12	展示用棚(2F)	団体・グループ活動報告や作品をPRしたい方用スペース	●			月額費用	1,080
						3段セット(月額)	2,160
13	荷物置きスペース(2F)	大型物品等の備え置き	●			月額費用	5,400
14	机	広々作業できるワイドデスクを用意	○	○(固定)	○(固定)		
15	引き出し/専用棚	施錠管理可能/荷物の備え置き	—	○	—		
16	備品持込	大型モニターなど作業環境もアレンジ可能。	—	○	○		
17	ロッカー	A4サイズまで収納可能	●	●	—	月額費用	3,086
18	無線LAN	施設内どこでも利用可能	○				
19	共有パソコン(2F)	外出ついでの立ち寄りにも便利(時間制限有り)	○				
20	複合機	①白黒(コピー、プリントアウト)	●			1枚	10
		②カラー(コピー、プリントアウト)	●			1枚	40
		③FAX(送信)	●			1枚 ※国内のみ	50
		④FAX(受信)	○				
		⑤スキャナー	○				
21	電話転送サービス	固有の電話番号を事業所番号として利用可能。	●	●	●※	月額費用	5,142
22	プロジェクトルーム	クリエイティブなお打合せやセミナーに(予約制)	●			1時間	1,000
	ミーティングルーム	大事な商談に(2h/回、4名まで、予約制)	○				
23	プロジェクター、スクリーン	プレゼンテーション関連備品も完備(予約制)	○				
24	キッチン(3F)	電子レンジ、食器・備品等、利用出来ます	○				
25	図書・文具等	シュレッダー、裁断機等作業台を設置。	○				
26	無料相談	ビジネスアイデアブラッシュアップのお手伝い(予約制)	○(月1回)				

※SOHO+は固定電話が室内に予めご用意があります。転送サービスはその上でのオプションとなります。

freeデスク	月会費	15,428
myデスク		30,857
plus1		7,200
SOHO+		86,400